

# 第2回さいたま市環境影響評価技術審議会

## 次 第

日 時 令和6年11月18日(月)  
午後2:00~4:00  
場 所 WEB会議  
さいたま市役所 議会棟

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

(仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)  
環境影響評価準備書について

(1) 環境影響評価手続状況、事業概要及び準備書説明

(2) 委員会報告

(3) 審議

5 閉 会

《會議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第11期）
- 資料3 さいたま市環境影響評価条例（抜粋）・同技術審議会規則
- 資料4 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料5 さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿
- 資料6 さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見
- 環境影響評価準備書、同 要約版
- 環境影響評価準備書の概要
- 事前質問回答票
- 関係所管課意見票
- 環境影響評価公聴会概要

《参考資料》

- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

## 出席者名簿

## 1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員

荒木 祐二	委員	伊藤 元裕	委員
今井 章雄	委員	川本 健	委員
行田 弘一	委員	鈴木 美穂	委員
松川 岳久	委員	松本 泰尚	委員
茂木 守	委員	山岸 知彦	委員
山口 雅利	委員	渡邊 祐子	委員

## 2 事業者

〔さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室〕

主幹 鴻江 敬宏	主査 戸松 孝博
----------	----------

## 3 コンサルタント

〔国際航業株式会社〕

グループ長 岡崎 淳一	環境担当課長 岡本 憲一
主任技師 外山 治美	技師 中島 有美子
技師 原 綾音	

## 4 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

課長 馬上 正純	環境審査係長 新岡 真砂代
主査 加藤 裕孝	主査 尾崎 雅之
主任 鈴木 隆仁	技師 高木 直人

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第11期）

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、環境マネ ジメント	植物、生態系
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学部 准教授	海洋生物学、動物生態 学	動物、生態系
3	いまい あきお 今井 章雄	埼玉県環境科学国際セン ター 研究所長	土木環境システム、環 境動態解析	水質、生態系、廃 棄物等
4	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通計 画、土木史	コミュニティ、地 域交通
5	かわもと けん 川本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	土壌、地盤、地表、廃 棄物等	土壌、地盤、地 象、廃棄物等
6	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学 工学部 教授	情報通信工学	電波障害
7	さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市計画	景観、日照障害
8	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物質 等、動物
9	つだ さちこ 津田 佐知子	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	神経科学、発生生物学	動物
10	まつかわ たけひさ 松川 岳久	順天堂大学 薬学部衛生化学分野 教授	環境衛生学	大気質、水質
11	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動・騒音	騒音、振動
12	もてぎ まもる 茂木 守	埼玉県環境科学国際セン ター 研究推進室長	環境化学	有害物質等、土壌
13	やまぎし ともひこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質
14	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	東京電機大学 システム デザイン工学部 講師	音響工学	騒音、振動

五十音順

## さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成15年条例第32号）

（設置）

第49条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第50条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第51条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第52条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成15年規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号）第52条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境局において処理する。（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

対象事業の名称	(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称 及び所在地	さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
対象事業の種類	開発行為に係る事業		
事業実施区域	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔 (B地域)		
事業規模	施行区域の面積 約51,061㎡		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (さいたま市見沼区、岩槻区)		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	調査計画書受理	令和5年 7月14日
		関係地域決定	令和5年 7月18日
		調査計画書縦覧	令和5年 7月28日～令和5年 8月28日
		意見書提出期間	令和5年 7月28日～令和5年 9月11日
		第1回委員会	令和5年 9月25日
		意見書概要報告	令和5年10月25日
		技術審議会	令和5年11月 1日
		市長意見	令和5年12月22日
	準 備 書	図書の受理	令和6年 7月23日
		縦覧	令和6年 8月 6日～令和6年 9月 6日
		意見書提出期間	令和6年 8月 6日～令和6年 9月20日
		事業者説明会	令和6年 8月23日、24日
		公聴会	令和6年 8月29日
		委員会	令和6年10月 9日

	意見書見解報告	令和6年11月予定
	技術審議会	令和6年11月18日
	市長意見	令和7年1月予定 (意見書見解報告から4ヶ月以内)
備考		

## さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

((仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅))

※ 名簿は、五十音順

	氏名	職名	専門分野	担当項目	任期
1	おおさわ 昌玄 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通 計画、土木史	コミュニティ、 地域交通	1
2	すずき 美穂 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物 質等、動物	1
3	まつかわ 岳久 松川 岳久	順天堂大学 薬学部衛生化学分野 教授	環境衛生学	大気質、水質	2
4	まつもと 泰尚 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動、騒音	騒音、振動	2
5	やまぎし 知彦 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質	2
6	やまぐち 雅利 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系	3



さいたま市環境影響評価技術審議会  
会長 行田 弘一 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会  
委員長 山岸 知彦

(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する  
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書」について、令和6年10月9日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

## 記

### 1 騒音、振動

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音源（ユニット）位置の設定について、振動の配置と合わせ、適切な位置で予測評価すること。
- (2) 建設機械の稼働に伴う事後調査地点について、道路側だけではなく、敷地南側の住宅側での実施も検討すること。

### 2 水質

河川流量及び生活環境項目（生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量等）の調査実施時期の設定について、その根拠を明らかにすること。

### 3 植物

最も配慮が必要なウスゲチョウジタデについては、具体的な移植先や移植方法を検討すること。

#### 4 景観

予測結果の将来図に示される建物のイメージ像について、住民が分かりやすいように、より現実に即した形で提示するのが望ましい。

#### 5 コミュニティ

自動車交通発生に伴うコミュニティ施設への交通の影響については、交通手段を明確にするとともに、手段別に評価結果を記載すること。

#### 6 地域交通

- (1) 供用後の施設関連車両の整備、点検の徹底については、施設利用者の一般車両も含まれていると誤認するおそれがあるため、記載方法について検討すること。
- (2) 施設関連車両の走行に伴う環境保全措置において、施設利用者に対する具体的な啓発方法を明らかにすること。

#### 7 その他

以下の事項について、環境影響評価書への記載方法を工夫すること。

- (1) 事業計画  
準備書 p 2-13 の汚水排水において、具体的な処理方法を記載すること。
- (2) 騒音  
事後調査地点の図 13.2-3 において、調査地点が誤った位置にプロットされているため、適切な図とすること。
- (3) 水質  
準備書 p 10.4-10 に記載される河川及び地点名の表記において、類型を分かりやすく記載すること。
- (4) 動物  
保全すべき種の選定根拠について、より分かりやすい説明とすること。
- (5) 植物  
植物の保全すべき種の表 10.8-8 について、ウスゲチョウジタデの調査時期に誤記載があるため、適切な表にすること。
- (6) 地域交通  
既存資料調査においては、出典等を明確にし、資料の名称を適切に記載すること。

以上

## 第2回

# さいたま市環境影響評価技術審議会

令和6年11月18日（月）

さいたま市環境対策課

午後 2時00分 開会

○新岡環境審査係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

私は本日の司会進行を務めますさいたま市環境対策課の新岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会はウェブ会議で行います。

ウェブ会議を行うにあたり、出席者の皆様に2点御協力をお願いいたします。

1点目、発言の混線を防ぐため、発言時以外はマイクの設定をオフにさせていただきますようお願いいたします。

2点目、発言の際には挙手ボタンを押していただき、進行の者からの指名後、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、さいたま市環境対策課長の馬上から御挨拶申し上げます。

○馬上環境対策課長 皆様こんにちは。環境対策課長の馬上でございます。

本日はお忙しい中、第2回さいたま市環境影響評価技術審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、本日御審議いただきます案件は、地域経済活性化拠点として、さいたま市の見沼区宮ヶ谷塔で計画されております道の駅の整備事業に関する環境影響評価準備書についてでございます。

本事業は市内初ということもあり、市民の関心度も高く、準備書に対して公聴会での申出や意見書の提出がされております。限られた時間ではございますが、委員の皆様には各評価項目における環境影響の予測、評価等について、専門的な知見から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

結びに、委員皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○新岡環境審査係長 続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

埼玉大学准教授、荒木祐二様。

○荒木委員 埼玉大学の荒木です。よろしくお願いいたします。

- 新岡環境審査係長 東洋大学准教授、伊藤元裕様。
- 伊藤委員 東洋大学の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉県環境科学国際センター研究所長、今井章雄様。
- 今井委員 埼玉県環境科学国際センター研究所長、今井です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉大学大学院教授、川本健様。
- 川本委員 川本です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 芝浦工業大学教授、行田弘一様。
- 行田会長 芝浦工業大学の行田です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉大学大学院准教授、鈴木美穂様。
- 鈴木委員 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 順天堂大学教授、松川岳久様。
- 松川委員 松川です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉大学大学院教授、松本泰尚様。
- 松本委員 埼玉大の松本です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉県環境科学国際センター研究推進室長、茂木守様。
- 茂木委員 埼玉県環境科学国際センターの茂木です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉県環境検査研究協会技術本部長、山岸知彦様。
- 山岸委員 山岸でございます。本日はよろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 埼玉大学大学院准教授、山口雅利様。
- 山口委員 埼玉大学の山口です。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 東京電機大学講師、渡邊祐子様。
- 渡邊委員 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。
- 新岡環境審査係長 大沢委員、作山委員及び津田委員につきましては、御都合により欠席でございます。

さて、審議会規則第3条第2項では、「審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち12名の御出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、本日御審議いただきます（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）の事業者及び関係者につきましては、事業者のさいたま市経済局商工観光部食肉市

場・道の駅施設整備準備室の方から御紹介をお願いいたします。

○鴻江主幹 食肉市場・道の駅施設整備準備室、鴻江と申します。よろしくをお願いいたします。

○戸松主査 同じく戸松です。よろしくをお願いいたします。

また、コンサルタント会社の担当者も出席しておりますので、紹介いたします。

国際航業株式会社事業統括本部環境保全部環境グループの皆さんです。自己紹介をお願いします。

○岡崎グループ長 国際航業株式会社、岡崎と申します。よろしくをお願いいたします。

○岡本環境担当課長 同じく国際航業株式会社、岡本と申します。よろしくお願ひします。

○中島主任技師 同じく国際航業株式会社、中島と申します。よろしくをお願いいたします。

○外山主任技師 同じく国際航業株式会社の外山と申します。よろしくをお願いいたします。

○原技師 同じく国際航業株式会社の原と申します。よろしくをお願いいたします。

○新岡環境審査係長 事務局の紹介は、資料1にあります出席者名簿をもって代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、次第の2ページ目に本日の資料の一覧を掲載しております。

資料1、出席者名簿、資料2、さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿、資料3、さいたま市環境影響評価条例（抜粋）と同じくさいたま市環境影響評価条例技術審議会規則、資料4、対象事業の概要及び環境影響評価手続状況、資料5、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会委員名簿、資料6、さいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見となっております。

そのほか委員の皆様には環境影響評価準備書と要約版、事業者説明資料としまして環境影響評価準備書の概要、事前に委員の皆様からいただいた質問と事業者の意見をまとめた事前質問回答票、また本事業の関係所管課からの意見をまとめた関係所管課意見、公聴会において述べられた意見をまとめた環境影響評価公聴会概要、参考としまして、さいたま市環境影響評価条例集、さいたま市環境影響評価技術指針手引をお送りしております。

皆様、お手元もしくは端末に資料はおそろいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります行田会長に議事を進行していただきます。

行田会長、よろしくをお願いいたします。

○行田会長 行田でございます。本日は皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、傍聴希望者はおりますか。

○鈴木主任 環境対策課の鈴木です。

本日の審議会には傍聴希望者はありません。

以上です。

○行田会長 分かりました。

それでは、次の議事に移ります。

(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅) 環境影響評価準備書の手続状況について、事務局から説明してください。

○鈴木主任 さいたま市環境対策課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様資料4を御覧ください。

本日御審議いただきます案件は(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)でございます。

この事業はさいたま市環境影響評価条例に基づき環境影響評価が実施されることとなります。対象事業の種類は開発行為に係る事業、事業の規模は施行区域の面積が約5.1ヘクタールとなります。

事業実施区域はさいたま市見沼区宮ヶ谷塔でございます。

国道16号東大宮バイパスに面した南西側の位置で、さいたま市環境影響評価条例の地域区分はB地域となります。

関係地域は事業実施区域から半径1.5キロメートルの範囲とし、さいたま市見沼区及び岩槻区の一部が該当します。

次に、手続状況でございます。

調査計画書は令和5年7月14日に受理し、技術審議会での審議等手続を経て令和5年12月22日に市長意見を発出しております。

今回御審議いただく準備書は令和6年7月23日に受理しました。この図書の縦覧は令和6年8月6日から令和6年9月6日まで行われ、意見書の提出期間は9月20日までとなっております。また、令和6年8月29日に公聴会を開催しました。技術審議会委員会を令和6年10月9日に開催し、本日の技術審議会の開催となっております。

なお、市長意見は意見書見解報告から4か月以内と条例で規定されており、令和7年1月中を予定しております。

手続状況は以上となります。

では、準備書について地域住民から様々な意見をいただいていると報告を受けております。また、8月29日に行われた公聴会においても意見が出されております。さらに本市関係所管からも事業を実施するにあたり意見が提出されております。その内容を踏まえて、事業者より事業の概要及び準備書の説明をお願いいたします。

○戸松主査 それでは、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書の概要について御説明いたします。

説明内容につきましては①対象事業の目的、②事業者の名称及び対象事業の名称等、③対象事業の実施区域、④対象事業の概要、⑤環境影響評価の項目、⑥調査、予測、評価の結果となります。

まずは対象事業の目的です。

本事業は本市が地域をつなぎ民間の活力を引き出すハブ拠点として発展を続けるため、市の未来を見据えた新たな事業展開として地域経済の持続的発展、活性化を担う道の駅を整備することを目的としています。

続いて事業者の名称及び対象事業の名称等です。

事業者はさいたま市、代表者はさいたま市長、清水勇人です。

対象事業の名称は（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）です。

対象事業の種類は開発行為に係る事業となります。

続いて対象事業の実施区域についてです。

対象事業実施区域はスライドの地図中央に斜線を施した部分です。この区域はさいたま市見沼区の国道16号東大宮バイパスに面した南西側に位置し、現在の土地利用は水田、畑が主となっております。

続いて対象事業の概要です。

まず、土地利用計画について示しました。

スライドの土地利用計画図の濃いオレンジ色の部分が休憩のために立ち寄る利用者のための休憩施設、南側のピンク色の部分が道の駅来訪を目的とする利用者のための地域振興施設となっており、その他駐車場、緑地、調整池等を配置した計画としています。

次に、事業工程についてです。

今後の事業計画及び関係機関との協議により変更する可能性はございますが、早期開設を目指して事業を進めていく予定です。

以上が事業計画の大まかな説明となります。



続いて環境影響評価の内容の説明となりますので、コンサルタントの国際航業株式会社から説明いたします。

○岡本環境担当課長 ここから具体的な準備書の内容について御説明いたします。

まず、初めに環境影響評価の項目の選定についてです。

評価項目はスライドでお示している大気質から生態系、それから景観から地域交通までの15項目となっています。

なお、これら15項目のうち廃棄物等及び温室効果ガス等を除く13項目について現地調査を行いました。

次に、調査、予測、評価の結果を項目ごとにお示しいたします。

まずは大気質についてです。

調査地点はスライドにお示ししているとおり、調査計画書で設定した一般環境大気質5地点、沿道環境大気質2地点で調査を実施しました。

一般環境大気質の現地調査結果は全地点、全項目で環境基準、または参考値を下回っていました。沿道環境大気質の現地調査結果についても全地点、全項目で環境基準、または指針値を下回っておりました。

続いて予測・評価結果です。

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の最大付加濃度出現地点は、対象事業実施区域の南側となっています。その他粉じんの予測・評価地点は周辺民家4地点と沿道2地点、資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴う予測地点は国道16号沿線の2地点としています。

次に、建設機械の稼働に伴う大気質への影響について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんを予測いたしました。

予測結果は全ての項目で整合を図るべき基準等を下回っております。

続いて資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を予測しました。

予測結果はこちらも全ての項目、地点で整合を図るべき基準等を下回りました。

続いて自動車交通の発生に伴う大気質への影響について、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素を予測しました。

予測結果は全ての項目、地点で整合を図るべき基準等を下回りました。

次に、騒音についてです。

調査地点はスライドにお示ししているとおり、調査計画書で設定した一般環境騒音5地点、道路交通騒音2地点で調査を実施しました。

一般環境騒音の現地調査結果は平日の夜間において全ての地点で環境基準を上回っていました。それ以外の昼間及び休日の夜間では環境基準と同程度、または下回っていました。

道路交通騒音の現地調査結果は地点Aの全ての区分で環境基準を上回っていました。

続いて予測・評価結果です。

建設機械の稼働に伴う騒音の影響について、敷地境界上の最大値出現地域は対象事業実施区域の東側敷地境界となっています。施設の共用に伴う騒音の影響については、敷地境界上の最大値出現地点は対象事業実施区域の西側敷地境界となっています。資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴う騒音の影響の予測地点は国道16号沿線の2地点としています。

建設機械の稼働に伴う騒音の影響について、敷地境界上最大値出現地点は整合を図るべき基準等を下回っています。

資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響について、地点Aで整合を図るべき基準等の一つである環境基準を上回りました。ただし、地点Aは現地調査結果時点でも環境基準を上回っており、資材運搬等の車両の走行による寄与分は0.1デシベルと軽微です。また、整合を図るべき基準等である要請限度は下回っており、環境保全措置を実施することで影響の低減に努めることから、予測結果と整合を図るべき基準等との間に整合が図られているものと評価いたします。

続いて施設の共用に伴う騒音の影響についてです。

予測結果は敷地境界上最大値出現地点で整合を図るべき基準等を下回る、または同程度となっております。

続きまして、自動車交通の発生に伴う騒音の影響について地点Aで整合を図るべき基準等の一つである環境基準を上回りました。ただし、地点Aは現地調査結果時点でも環境基準を上回っており、自動車交通の発生による寄与分は昼間が0.3デシベル、夜間が0.0デシベルと軽微です。また、整合を図るべき基準等である要請限度は下回っており、環境保全措置を実施することで影響の低減に努めることから、予測結果と整合を図るべき基準等との間に整合が図られているものと評価します。

続きまして、振動についてです。

調査地点はスライドにお示ししているとおり、調査計画書で設定した一般環境振動5地点、道路交通振動2地点で調査を実施いたしました。

一般環境振動の現地調査結果は全ての地点及び時間区分で環境基準を下回っていました。

続いて道路交通振動の現地調査結果も全ての地点及び時間区分で環境基準を下回っていました。

続きまして、予測・評価結果です。

建設機械の稼働に伴う振動の影響について、敷地境界上の最大値出現地点は対象事業実施区域の東側敷地境界となっています。

資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴う騒音の影響の予測地点は、国道16号沿線の2地点としています。

建設機械の稼働に伴う振動の影響について、敷地境界上最大値出現地点は整合を図るべき基準等を下回りました。

続いて資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響について、予測結果は全ての地点及び時間区分で整合を図るべき基準等を下回りました。

続きまして、自動車交通の発生に伴う振動の影響についても予測結果は全ての地点及び時間区分で整合を図るべき基準等を下回っております。

次に、水質についてです。

現地調査地点は対象事業実施区域からの排水流末となる深作川と対象事業実施区域南側を流れる用水路の2地点としました。

生物化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度の現地調査結果は地点①の春季及び冬季で生物化学的酸素要求量の環境基準を上回っていました。

その他の項目、時期では環境基準と同程度、または下回っていました。

続いて予測結果です。

予測地点は対象事業実施区域からの排水流末となる深作川といたしました。

造成等の工事に伴う水質の影響について、浮遊物質の予測結果は整合を図るべき基準等を下回っていました。

水素イオン濃度については、環境保全措置の実施により影響を最小限に低減できるものと予測しました。

続いて施設の供用に伴う水質への影響について、予測結果は整合を図るべき基準等を上回りました。しかし、評価の対象となる75%水質値において現地調査結果と予測結果は同じ値となっています。また、評価の対象ではありませんが、予測結果の最大値を見ても現地調査結果からの増加分は0.3ミリグラム・パー・リットルとなっています。

以上のことから現状を大きく悪化させるものではなく、基準等との整合を著しく損なうものではないと評価します。

続きまして、水象についてです。

現地調査地点については、河川流量は水質調査と同様の2地点、地下水位は対象事業実施区域近傍の3地点及び周辺既存井戸の4地点としました。

地下水位の現地調査はスライドにお示しするとおりとなっています。

対象事業実施区域近傍の地点3から地点5では、まとまった降水量が見られた春季に水位が高くなっており、降雨の影響が大きくなる傾向が見られました。

続いて予測結果についてです。

予測地域は排水経路とし、予測地点は調査地点に準じました。

まず、造成等の工事による水象への影響の予測結果についてです。

現況は農耕地や耕作放棄地であるのに対し、造成等の工事地は裸地となります。ただし、現況から工事時にかけての地表の改変による流出率は同程度であり、変化はほぼないものと推定できることから、造成等の工事による河川等の流量、流速及び水位の変化は小さいものと予測しました。

続きまして、敷地及び施設の存在、施設の供用の影響についてです。

まず、敷地及び施設の存在による河川流量等への影響の予測結果は敷地及び施設の存在による流出係数が増加するものの、条例に基づき十分な能力を持つ調整池を設置することや環境保全措置を講じることにより影響を最小限にすることから、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価しました。

施設の供用による河川流量等への影響の予測結果は降雨による増水が見られた時期の深作川に施設の供用による排水を放出した場合、排水量の河川流量に対する寄与率は約0.2%と影響は僅かであり、環境保全措置を講じることによって影響を最小限にすることから、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価しました。

続きまして、敷地及び施設の存在、施設の供用における地下水への影響についてです。

まず、地下水の流下方向について、地下水は水頭の高いほうから低いほうに流下します。現地調査結果により、対象事業実施区域を含む集水域で涵養された水は図中の水色の点線矢印で示すとおりおおむね南東方向に流下しているものと推定しました。

また、土地利用が変化することによる流出係数の変化についてはスライドの表のとおりです。

対象事業を実施した場合、平均流出係数は現況が0.827に対して将来が0.838と変化はごく僅

かであり、影響は小さいものと評価します。さらに環境保全措置を講じることで影響を最小限にすることから、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価いたします。

次に、地盤についてです。

造成等の工事並びに敷地及び施設の存在に伴う地盤への影響について予測を行いました。

まず、地下水位の低下による地盤低下についてです。

先ほど御説明した「5. 水象」のとおり、変化が少なく実行可能な範囲でできる限りの影響の低減が図られていることから、地下水の水位の低下による地盤低下の影響は小さいものと予測します。

続いて軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形についてです。

こちらに示します①から③の項目について予測した結果、環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価します。

①から③の具体的な予測内容につきましては、次に御説明いたします。

まず、①圧密沈下の残留沈下量についてです。

予測はこちらの図のとおりA断面、B断面としました。

A断面、B断面それぞれの予測地点はこちらのとおりとなっています。

続いて予測結果についてです。

現況地盤の場合、判断基準を下回る地点が建物の建設が計画されている④建物中央では95センチの残留沈下量となりました。しかし、敷地造成に当たっては地盤改良工事の実施を想定しており、圧密沈下対策としてサーチャージ工法及びサンドドレーン工法を選定しております。この対策工を施工することにより、表右側のとおり残留沈下量は判断基準を満足する結果となることが確認できました。

続いて②圧密沈下の変形角についてです。

予測地点は建物の計画建物位置に当たるB断面の④から⑥としました。

現況地盤の場合、建物中央以外は判定を満足しない結果となりました。しかし、残留沈下量と同様に対策工を施工することにより、全ての地点で判定を満足する結果となることが確認できました。

続いて③地盤破壊についてです。

予測断面と予測地点はこちらの図のとおりです。

現況地盤の場合、予測位置②、③、⑥の地震安全率で判定を満足しない結果となりました。しかし、敷地及び施設の存在時において対策工を施工することにより、判定基準を満足する結

果となることが確認できました。

なお、造成工事時においてもサーチャージ工法を実施する予測位置②、⑥において安全率の判定基準を満足することを確認しています。

以上のことから、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価しております。

続いて動物、植物、生態系についてです。

まず、動物の現地調査結果はスライドの表に示すとおりそれぞれの調査項目で生息が確認されました。

確認された種のうち鳥類で21種、爬虫類で5種、両生類で1種、魚類で2種、昆虫類で3種、底生動物で2種が保全すべき種に該当しました。

続いて植物について植物相は479種、植生は合計27の植物群落、または土地利用区分を確認しました。また、植物の保全すべき種として植物相で10種、植生で1群落が該当しました。

続いて生態系についてです。

調査地域を特徴づける生態系の指標となる注目種は表のとおり選定いたしました。

続いて予測・評価結果についてです。

まず、予測地域・地点については、対象事業実施区域及びその周辺200メートルの範囲並びに対象事業実施区域周辺の河川及び水路としました。

なお、移動性の低いと考えられる爬虫類、両生類、昆虫類及び底生動物の種及び植物については国道16号より西側を予測地域としました。

予測結果について対象範囲のうち、対象事業実施区域内のみで確認されたウスゲチョウジタデは土地の改変によって生育環境が消失することから、施設の存在、供用によって直接的影響を与えることが想定されます。このことから、環境保全措置としてウスゲチョウジタデは対象事業実施区域外の生育適地への個体移植により生育個体の保全に努めます。

また、そのほかにもこちらのような環境保全措置を講じることにより工事の実施及び存在、供用による動物、植物、生態系への影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減、または代償が図られているものと評価します。

次に、景観についてです。

景観資源の現地調査地点は4地点、次のスライドにあるとおり主要な眺望景観の現地調査地点は11地点といたしました。

主要な眺望景観の状況の現地調査結果は表に示すとおりとなっています。

11地点のうち7地点で対象事業実施区域が視認できる状況となっています。

続いて予測・評価結果についてです。

予測地点はオレンジ色で着色した7地点となっています。現地調査結果で対象事業実施区域を視認できた地点を対象といたしました。

予測結果の参考として、7地点のうち3地点の結果をお示しいたします。

まずは対象事業実施区域西側に位置する近景地点のさいたま市農村広場（春おか広場）についてです。

供用時には盛土による地盤高さの状況が確認できることや視野の正面に計画建物が出現することで変化が生じます。しかし、対象事業実施区域の敷地境界外周部には緩衝緑地帯を設置することや計画建物には周囲の環境と調和する色彩を採用すること、計画建物の配置や形状等は周囲の景観との調和に配慮するなど眺望景観への影響の緩和に努めます。

以上より、変化は生じるものの環境保全措置の実施により計画建物は周囲の環境と調和が図られ影響は低減されると予測します。

続いて対象事業実施区域東側に位置する中継地点の深作川沿いについてです。

供用時には視野の正面に計画建物が出現し変化が生じます。しかし、先ほどの地点と同様に緩衝緑地帯を設置するなど眺望景観への影響の緩和に努めます。

以上より、変化は生じるものの環境保全措置の実施により計画建物は周囲の環境と調和が図られ影響は低減されると予測します。

最後に対象事業実施区域北西側に位置する近景地点の深作1丁目南側についてです。

この地点は調査計画書における市長意見及び住民意見により、周辺住民が通学路を通じて長年慣れ親しんだ屋敷林を望める宮ヶ谷塔地区の原風景として現地調査を実施し、予測、評価した地点となります。

供用時には視野の正面に計画建物が出現することや計画建物によって雑木林が遮られ変化が生じます。しかし、先ほどの地点と同様に緩衝緑地帯を設置することや景観との調和に配慮するなど、眺望景観への影響の緩和に努めます。

以上より、変化は生じるものの環境保全措置の実施により計画建物は周囲の環境と調和が図られ雑木林や耕作地が広がる景観特性への影響は低減されると予測します。

次に、自然とのふれあいの場についてです。

現地調査地点は対象事業実施区域周辺の自然とのふれあいの場やウォーキングコースなどの9地点としました。

参考として、地点⑨の見沼代用水東縁の調査結果をお示しします。

こちらのように調査は写真撮影と調査時の利用人数及び利用形態を記録し、各地点の状況を把握しました。

続いて予測結果についてです。

工事中の建設機械の稼働、造成等の工事、供用時の敷地及び施設の存在、施設の供用による影響については大気質や騒音の予測結果が整合を図るべき基準等を満足しており、本事業による直接改変はなく、表に示すような環境保全措置を実施することで影響の低減を図ることから、自然とのふれあいの場の利用時の快適性に与える影響は軽微であり、利用環境の変化は小さいと予測します。

工事中の資材運搬等の車両の走行、供用時の自動車交通の発生による影響については主要な走行経路である国道16号を利用経路とする自然とのふれあいの場が存在するものの、以降「15.地域交通」の結果でも述べるとおり、車両の走行による自動車交通等の影響は軽微であり周辺道路には歩車分離等の交通安全対策が施されていること、表に示すような環境保全措置を実施することで影響の低減を図ることから、自然とのふれあいの場への交通手段に与える影響の程度は小さいと予測します。

次に、廃棄物についてです。

まず、造成等の工事に伴う廃棄物について、施設の建設工事に伴う廃棄物は建設リサイクル推進計画2020に示される達成基準値を目標値とし、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、木くずは99%以上、混合廃棄物は96.5%以上を再資源化いたします。また、表に示す環境保全措置を講じることで実行可能な範囲でできる限り排出抑制がなされているものと評価します。

造成等の工事に伴う残土と施設の稼働に伴う廃棄物及び雨水及び処理水についても、表に示す環境保全措置を講じることで実行可能な範囲でできる限り排出抑制、有効活用がなされているものと評価します。

次に、温室効果ガス等についてです。

影響要因として建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、施設の供用、自動車交通の発生が挙げられます。それぞれ表に示す環境保全措置を講じることにより温室効果ガス等の排出抑制は実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価します。

次に、コミュニティについてです。

現地調査地点はスライドでお示ししているとおおり、調査計画書で設定した4地点で調査を実



施いたしました。

参考として地点①春岡公民館と地点②春おか広場研修施設の調査結果をお示しします。

こちらのように調査は写真撮影と管理者へのヒアリングを実施し、各施設の状況を把握しました。

続いて予測・評価結果です。

工事中における建設機械の稼働、造成等の工事、存在・供用時の敷地及び施設の存在、施設の供用に伴う利用環境の変化について、大気質や騒音の予測結果は整合を図るべき基準等を満足しており、表に示すような環境保全措置を実施することで影響の低減を図ることから、コミュニティ施設の利用環境への影響は実行可能な範囲でできる限り低減が図られているものと評価します。

工事中における資材運搬等の車両の走行、存在・供用時の自動車交通の発生に伴う交通手段への影響について、主要な走行経路である国道16号を利用経路とするコミュニティ施設が存在するものの、以降「15. 地域交通」の結果でも述べるとおり、車両の走行による自動車交通等の影響は軽微であり、周辺道路には歩車分離等の交通安全対策が施されていること、表に示すように環境保全措置を実施することで影響の低減を図ることから、コミュニティ施設への交通手段に与える影響の程度は実行可能な範囲でできる限り低減が図れているものと評価します。

次に、調査、予測、評価の最後の項目となる地域交通についてです。

現地調査地点は調査計画書で設定した対象事業実施区域より北側に位置する深作（南）交差点と対象事業実施区域より南側にする宮ヶ谷塔交差点の2地点としました。

参考として平日の現地調査結果をお示しします。

交通量については各交差点にビデオカメラを設置し車両台数を把握しました。その他信号現示、渋滞長については調査員により調査を実施いたしました。

続いて予測・評価結果です。

資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴う自動車交通への影響について、計画している走行台数の全てが一つの交差点を利用するとした場合でも、各車両の走行における交差点需要率の変化は小さくなっています。また、これに伴い宮ヶ谷塔交差点付近にはバス停が存在しますが、交差点需要率の変化が軽微であることから、資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴うバス等の公共交通への影響は小さいと予測します。

資材運搬等の車両の走行及び自動車交通の発生に伴う交通安全への影響については、各車両の走行経路にガードレールや段差歩道、歩道橋等が設置されており歩車分離が図られているこ

とや自動車交通への影響が小さいと予測されたことから、影響はほとんどないと予測しております。

さらに全ての項目において表に示す環境保全措置を講じることから、影響は実行可能な範囲でできる限り回避、低減が図られているものと評価します。

以上で調査、予測、評価の結果についての説明を終わります。

以上、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書の概要について御説明いたしました。

御清聴ありがとうございました。

続きまして、その後実施されました公聴会の概要及び関係所管からいただいた意見につきまして御説明いたします。

公聴会では3名の方からの御意見をいただいております。

概要としまして、主な意見と事業者の見解を口頭で御説明いたします。

まず、1つ目ですが、道の駅運用において大型貨物車の駐車場に観光バスが駐車すると駐車車両との間に歩行者があふれ、休憩施設内のトイレ不足や歩行者の地域振興施設への移動の安全性などに重大な懸念が生じるという意見をいただいております。

この意見に関しましては、大型バスに限らず車両を降りた歩行者の動線については道路管理者、交通管理者との協議の中で課題の一つとなっておりますが、事業者としましてはその対策を含め今後詳細を検討、具体化し安全性を確保することとしております。

2つ目の意見ですが、景観調査について、宮ヶ谷塔4丁目の事業地隣接地などで調査が実施されていないことなどとして選定基準が納得できないとの御意見をいただいております。

この意見に関する景観調査はさいたま市の市民からの眺望に関するヒアリング結果やさいたま市都市景観形成基本計画、埼玉県景観資源データベースシステム、調査計画書に対する住民の方からの意見及び調査員の現地調査を基に調査地点を設定しており、その旨準備書に示し説明しております。また、意見の指摘する地点の直近には不特定多数の人が利用する同程度の眺望、景観の変化が生じる調査地点を設定しており不足はないものと考えております。

3つ目の意見については、準備書においてトウキョウダルマガエルについての調査が成体の分布のみを内容としており不十分であるとの指摘でした。

これについて、トウキョウダルマガエルの繁殖状況の確認を目的として令和6年5月と7月に追加調査を実施しており、対象事業実施区域外にも幼生が分布していることを確認しています。本結果については評価書に記載する予定となっております。

そのほかの意見もございまして、自動車での来訪者が国道16号バイパスを利用せず入場する場合、対象事業実施区域の西側で不法駐車などが増えることを懸念する意見も寄せられておりました。

本事業においては事業実施区域の西側の車両出入口は従業員用と非常用のみとなっております。一般利用車両は国道16号バイパスからのみ施設入場できることとなっております。

また、事業者としては対象事業実施区域周辺での不法駐車対策等については今後、道路管理者、交通管理者との協議を進める中で具体的な対策が定まるものと考えております。

続きまして、庁内所管課意見に対する見解を述べさせていただきます。

主なものとして、資源循環政策課からは準備書記載の誤字などの指摘を受けておりましたので、評価書において修正することとしております。

続きまして、産業廃棄物指導課からは建設発生土の運搬処理業者に関し、産業廃棄物の取扱いと混同するような表現が見られるなどの御指摘がありました。こちらも評価書において適切な表現への修正を行います。

最後に、都市計画課より準備書記載の都市計画の決定状況が更新されているなどの御意見がありましたため、評価書において最新の数値に更新する予定としております。

公聴会の概要及び関係所管課意見に対する説明は以上となります。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、次に委員会の報告に移ります。

委員会での審議結果について、委員長をお務めいただきました山岸委員から御報告をお願いいたします。

○山岸委員 山岸でございます。承知いたしました。

それでは、私からさいたま市環境影響評価技術審議会委員会への審議結果につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料5及び資料6を御覧ください。

資料5は委員会委員名簿となります。

また、資料6は委員会で御議論いただきました結果と事前に御提出いただいた各委員の御意見を取りまとめた委員会意見となります。

それでは、資料6のほうを御覧ください。こちらについて御説明させていただきます。

(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)に関するさいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見ということで、令和6年10月9日に委員会において審議いたしました。

たので、その結果について御報告させていただきます。

それでは、1項目めの騒音、振動については2つの御意見がございます。

1つ目として、建設機械の稼働に伴う騒音源（ユニット）位置の設定について、振動の配置と併せ適切な位置で予測評価すること、2つ目として、建設機械の稼働に伴う事後調査地点について、道路側だけでなく敷地南側の住宅街での実施も検討すること。

2項目めの水質については、河川流量及び生活環境項目（生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量等）の調査実施時期の設定について、その根拠を明らかにすること。

3項目めの植物については、最も配慮が必要なウスゲチョウジタデについては、具体的な移植先や移植方法を検討すること。

4項目めの景観については、予測結果の将来像に示される建物のイメージ像について、住民が分かりやすいように、より現実に即した形で掲示するのが望ましい。

5項目めのコミュニティについては、自動車交通発生に伴うコミュニティ施設への交通の影響については、交通手段を明確にするとともに、手段別に評価結果を記載すること。

6項目めの地域交通につきましては、2つの御意見がございます。

1つ目は、供用後の施設関連車両の整備、点検の徹底については、施設利用者の一般車両も含まれていると誤認するおそれがあるため、記載方法について検討すること。

2つ目は、施設関連車両の走行に伴う環境保全措置において、施設利用者に対する具体的な啓発方法を明らかにすること。

7項目めのその他につきましては、以下の事項について環境影響評価書への記載方法を工夫することとして6つの御意見がございます。

1つ目は、事業計画について、準備書ページ2-13の污水排水において具体的な処理方法を記載すること。

2つ目は、騒音について、事後調査地点の図13.2-3において、調査地点が誤った位置にプロットされているため適切な図とすること。

3つ目は、水質について、準備書ページ10.4-10の中に記載される河川及び地点名の表記において、類型を分かりやすく記載すること。

4つ目は、動物について、保全すべき種の選定根拠についてより分かりやすい説明とすること。

5つ目は、植物について、植物の保全すべき種の表10.8-8についてウスゲチョウジタデの調査時期に誤記載があるため、適切な表にすること。

6つ目は、地域交通について、既存資料調査においては出典等を明確にし、資料の名称を適切に記載すること。

委員会の報告は以上となります。

委員会に御出席された委員の皆様でこの意見書に補足事項等ございましたらお願いいたします。

何かございますでしょうか。

よろしいですかね。

特に意見はございませんので、私からの報告は以上となります。

○行田会長 ありがとうございます。

では、議事の（3）審議に入りたいと思います。

初めに委員の皆様には事前に質問をいただいております。

質問、意見に対し事業者から説明をお願いいたします。

○岡本環境担当課長 それでは、委員事前質問に対する回答を御説明いたします。

まず、初めに施設稼働時の合併処理浄化槽の設置位置についての御質問をいただいております。

最初の質問となります。

これに関しましては、施設の詳細計画は今後の検討により具体化していくため変更等の可能性もございますが、現段階においては対象事業実施区域の南西側としていることを回答いたしました。

お手元の事前質問回答表において図面を添付しておりますので、こちらも併せて御参照ください。

また、2番目ですが、合併浄化槽、合併処理槽という文言の混在も御指摘いただきましたので、評価書においては合併処理浄化槽で統一いたします。

続きまして、水質につきまして造成工事等の濁水、水素イオン濃度についての具体的な監視方法を示してくださいとの御質問をいただきました。

造成等の工事時には対象事業実施区域からの排水の放流先となる深作川の1地点において降雨時に採水調査を行い、浮遊物質、水素イオン濃度に関する事後調査を実施します。また、仮設沈砂池からの排水の水質監視については、施工業者等の選定がまだ実施されていない段階であり詳細は決定されておりましたが、簡易濁度計などによる濁度、pH値を確認する日常的な管理を想定しております。

続きまして、同じく水質について供用時の予測結果の数値を再確認するよう御指摘をいただきました。

このため再度、予測計算過程を確認し、準備書記載の数値が得られた計算過程を事前質問回答表に記載いたしました。

続きまして、先ほどの確認結果により準備書に記載の数値の訂正の必要が生じた場合は関係する箇所も含めて修正してくださいとの御指摘をいただきました。

この点に関しましては、再確認の結果から特に修正点が確認されませんでしたでしたが、提示された計算過程において至らない点がございましたら御教示いただければと存じます。

最後に施設供用時の節水対策の技術導入に関する御質問をいただきました。

今後の詳細計画の検討もあり確定的な回答とはなりません、衛生器具における節水型フラッシュバルブの採用や水栓器具での自動及び半自動による使用時間制限機能付きの器具の採用などを検討し、水使用量の低減に努めてまいります。

事前質問に関する回答は以上となります。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、そのほか準備書の内容について委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思えます。

皆様の御担当の分野、またはそれ以外のことでも結構ですので、御発言をお願いします。

御発言は「手を挙げる」のボタンでお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 おそれ入ります。

ひょっとすると知識不足並びに細か過ぎるところなのかもしれませんが、水質と動物、植物、生態のところの調査、予測、評価のところでは1点ずつございます。

水質のところでは75%水質値という表現が出てくるのですが、これがすごく唐突な感じが出てきている気がして、前後に何か説明等がなくてもいいのかなと、分かりづらいなと思いましたが1点でございます。その辺のところを御教示いただければというのが1点でございます。

もう一つ動物、植物、生態系のところでは環境保全措置と代償を行うことで影響は最小限に抑えられるはずであるということで代償と環境保全措置の例が挙げられているかと思えます。

そのときに代償のところでは1点例が挙げられて、要するにどこかに移動しますということが

挙げられているのですけれども、そのほかにはしないのか、それともこれはあくまで例として挙げられているのか、ちょっと曖昧な気がしまして、捕獲が難しい動物は環境保全措置のみでいくということなのかなと、その辺のところも曖昧かなと思いましたので、御教示いただければと思います。

以上でございます。

○岡本環境担当課長 それでは、1点目の水質についてお答えいたします。

水質のBODの75%値、確かにこれは唐突に出てくるような感じがあるかと思えます。私どももそれは同じ感覚を持っておりまして、準備書の340ページ、10.4-29ページに基準、目標との整合の観点という(2)施設の供用に伴う水質への影響の下に1)評価方法、その下に②基準、目標との整合の観点という章で、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に記載されているBOD75%水質値の定義を四角囲みで記載させていただいております。こちらに基づいて評価を行ったということの確認の意味でこのような記載をさせていただいております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

こういうふうにしっかり書かれておられるので、いいのかなと思えますけれども、例えばこういった基準に基づいた75%水質値というのが準備書の要約版にもちょっとでもあれば、より分かりやすいかなと思った次第です。

○岡本環境担当課長 分かりました。要約版にも同様の記載を追記いたします。ありがとうございます。

もう一つ動物についてのお答えがございます。

○行田会長 お願いします。

○中島主任技師 御質問いただいた動植物の代償措置と保全措置の件ですが、今回検証すべき種につきましては、一通り検証した結果、今回お示しした結果となっております。

代償措置を講じますウスゲチョウジタデにつきましては、改変区域のみの確認になっておりまして、こちらは生育地が事業によって失われてしまうため、代償措置を行っているというところであります。

そのほかの種についても同様に検討を行っておりますが、これらの種につきましてはいずれも事業によって全ての個体が失われるとか、そういったところは予測されませんでしたので、こちらに記載の保全措置を講ずることによって影響が低減されるという考えの下、こういった整理としております。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら代償措置は、例というよりは代償措置を行うのはこれという感じの理解でよろしいのでしょうか。

○中島主任技師 その理解で問題ございません。

○鈴木委員 分かりました。

少し曖昧で私自身の個人的な意見かもしれないのですけれども、例みたいな感じに受け取ってしまったものでありがとうございます。

○中島主任技師 ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。

今井委員、お願いいたします。

○今井委員 私の質問は先ほどの75%値の話なのですけれども、結局今回は春夏秋冬で4回測って、その値の上から2番目を持ってきているはずなのですけれども、それは間違いないですか。

○岡本環境担当課長 そのとおりです。

○今井委員 そうすると準備書の概略の9ページにある図が問題になると思います。結局年4回測って、現況の場合はたしか春が5.4で夏が1.4で秋が3.9で冬が5.2なのですね。そうすると、現況の75%値というのは5.2になります。ところが右側の図の生物化学的酸素要求量の現況値、これは75%なので、5.2じゃないと駄目なのですよ。間違いないですか、私の言っていること、上から2番目だから。

○岡本環境担当課長 そうですね。

○今井委員 そうすると、ここに書いてある文言は間違っていて、5.4で変わらないのではなくて、75%値では5.2が5.4になるのですよ。違いますか。

そうすると、ここの文言は5.4が5.4になるので、何も変わらないみたいなことが書いてあるのだけれども、文言を直さないと駄目ですよ。

単に75%値で評価するというのはいいのですけれども、結局河川自体がそんなにきれいな河川じゃないので、環境基準を達成してないわけですよ。そこに少量の汚いものを入れても冬以外はほとんど関係ないみたいなことを記述すればいいというのが一つと、もう一つはいわゆる排水を公共下水道と接続してしまえばこういう話は一切なくなるはずですよ。そういうことを書かれたほうが、いつ接続するかというのは具体的にあるかどうか分からないのですけれ



ども、接続されれば将来こういう問題は生じないという話になるので、丸く収まるような気がします。以上です。

○岡本環境担当課長 ありがとうございます。

下水道の接続に関しましては、現時点で下水道本管が敷設されておらず、本管延伸について下水道部局と協議を行っているところです。したがって、実際に接続できるかどうかは、まだ確定しておりません。ですので、今のところ予測については危険側で予測するというので、下水道には接続しないで合併処理浄化槽になった場合の検討という形で予測をさせていただいております。

○今井委員 了解しました。

数値のほうは適切に修正していただければよろしいと思います。

以上です。

○岡本環境担当課長 ありがとうございます。

確認させていただきたいのですが、先ほどの75%水質値の5.2と5.4の部分について、もう一度、御説明いただけますでしょうか。

○今井委員 右の図の一番左の値が違うと思います。現況は5.4、1.4、3.9、5.2なので、上から2番目が5.2でしょうという、そういう話です。

○岡本環境担当課長 75%だと現況が冬季になるということですね。

分かりました。おっしゃることは理解できました。

ありがとうございます。

○行田会長 それでは、手が挙がっている伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。

先ほど鈴木先生が御指摘されていた動物、生態系関係のところの代償という言葉なのですが、私もこれはちょっと問題あると思っていまして、というのは表現上の問題なのですが、まず本編の準備書のほうの例えば719ページの12-11というところのどういう調査をして、どういうふうに対策するかということをまとめた一覧が並んでいるところがあります。あともっと前のほうに市民の方の質問に対して、このようにしますという回答をしている部分に実は植物だけでなく動物、それから生態系のところにはっきりと動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある、そのため前述の代償措置を実施する計画でありという、こういう文章が結構続いています。おそらく植物をまとめているときにそっちの文章を使ったということで起こっていると思うのですが、実際には代償は動物、生態系に関してはやらないということなのです。

で、これは書いてあるとまずいのではないかなと思います。

なので、内容的には実際には動物、考慮すべき種は幾つかいたのだけれども、実際に周りにも同じようなハビタットがあって、ここがなくなることで全てなくなってしまうというわけじゃないので、大丈夫ですよという先ほどの御説明のとおりでよろしいかと思うので、代償するという間違ったところは直したほうがいいかなと思います。

同様に僕は準備書の要約版がどのように公開されるかちょっとよく知らなくて、もし公開されるのならば、こちらも実はしっかりと代償する、代償すると結構書いてあります。前述のところの実際やることを見ると、工事の影響を軽減するというところしか書いてないので、代償するというところは結構厄介だと思いますので、ここを直したほうがいいと思います。

もう一点、これも要約版なのですが、生態系のところの説明が何をするかというところなのですが、ここはすごく簡略化されていて、騒音、低周波音、振動、水質、動物、植物に示す環境保全のための全部のところを示していることをやるということでもいいのか、ここが非常に雑駁に書いてあるなという印象を受けたので、上で書いたことをここでもやりますよということでもいいのかなと、ちょっとその辺が引っかかりました。

少なくとも代償というところはおそらく文章上の間違いだと思うので、そこを御指摘させていただきます。

以上です。

○岡本環境担当課長 ありがとうございます。

御指摘のとおり、確かに動物のところでは代償と書くのは誤解を招くおそれがあると思いますので、評価書の代償措置の記載はもう一度吟味しまして、必要かどうか確認させていただきたいと思います。

準備書の要約版も、本編に倣った表記に修正したいと思っております。

ありがとうございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○行田会長 それでは、荒木委員から手が挙がっております。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 植物の絶滅危惧種に関する部分でコメントを2点させていただきます。

表の10.8-8のところです。

植物の保全すべき種として10種挙げていただいています。

右側の⑤というところで、埼玉県レッドデータブック植物編2011を基準に挙げていただい

ているところですが、レッドデータブックが来年度、2025年度に改訂版が出ますので、次年度以降の事業におかれてはそちらもぜひ参考にさせていただきたいと思うところです。

それに関連して、先ほども出たウスゲチョウジタデの扱いですが、現在のレッドデータブックではVU、つまり絶滅危惧2類に指定されていますが、改訂版では絶滅危惧から解除されます。そうは言っても環境省の基準ではNTと、準絶滅危惧種ということで指定されていますので、しかも1個体のみだということですから、埼玉県基準が変わったとしてもウスゲチョウジタデについてはぜひ移植をお願いしたいと思うところです。

以上2点、よろしくお願いたします。

○中島主任技師 御意見いただきありがとうございます。

評価書におきましては、作成時点での最新の埼玉県のレッドデータブックに準拠する形で内容を再度精査したいと思っております。

また、ウスゲチョウジタデにつきましても、今回のアセスメントの対象で環境省のレッドデータブックに記載しているものも含めておりますので、こちらは特に除外することなく引き続き保全の対応を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○荒木委員 よろしくお願いたします。

○行田会長 それでは、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

川本委員、お願いたします。

○川本委員 川本です。

地下水位が2メートルから7メートルまでの変動幅があるということなのですが、このあたりの地質的に実際に観測された結果だから事実だとは思いますが、単に好奇心でお聞きするのですが、なぜそんなに変動するのでしょうか。

○岡本環境担当課長 ありがとうございます。

今の御質問の内容としては、349ページの地下水位で、例えばゼロに近いものもあったり7メートルに近いものがあったりということでしょうか。

○川本委員 季節変動が大きいということをお説明されていたと思います。

○岡本環境担当課長 季節変動はそれほど大きくなくて、地点による変化になります。例えば台地状にある地点と低地状の地下水が大分浅いところにある地点で、地表面からの地下水位深度がかなり違っているものとなります。

○川本委員 勘違いしました。失礼しました。

ということは、自然状態における沈下の変動幅は現時点ではほぼないということによろしい

ですね。

○岡本環境担当課長 そのとおりです。

○川本委員 特に造成のときなどの圧密モニタリングは、詳細計画作成のときにきちっとどれぐらい時間がかかるのかというのは検討される御予定なのですよ。

○岡本環境担当課長 圧密沈下については予測を行っております。

○川本委員 この辺りは超軟弱地盤であり、それが一番大変な地域でもあります。

あとこれも今日の環境影響評価とは関係ないのですが、この辺りは過去の50年代、60年代の不法投棄の廃棄物が結構埋まっているという話があるのですけれども、それはなかったということによろしいですよ。

○戸松主査 お答えいたします。

私ども事業者もそういった地元の方からのお話というのは、情報としてお聞きしています。実際に事業地周辺で地質調査、ボーリング調査を行っておりますが、その中では廃棄物は出てきてないというのが現状です。ただし、もちろん造成工事等でそういったものが出てきた場合は、法令に則って適切に処分するという形で考えております。

○川本委員 ありがとうございます。出ないことを祈っております。

○戸松主査 ありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

私から1件お聞きしたいことがあるのですが、今日いろいろ御説明いただいた中で公聴会の意見に対して御説明がありました。

資料を見る限り公聴会ではかなり様々なことが指摘されているのですが、先ほどのお話ですと主な3点プラスもう一点というような形で4点ほどの御説明だったと思うのですが、御説明いただいている部分に対しても、例えばほかの委員からの御意見等を踏まえた形で適切に対処ができていのでしょうかということと、それが適切に公述人に対してフィードバックがされるのかということに対してお聞きしたいと思います。

○岡本環境担当課長 ありがとうございます。

公聴会に関しましては、全ての御意見に対して事業者としての見解は作成しております。

○戸松主査 準備室の戸松です。

公聴会で様々な御意見をいただいておりますが、ほぼ同じ内容が意見書でも出されておしま

して、公聴会の公述内容にプラスアルファでかなり多くの内容が意見書で出されております。それに対する見解という形で、今回の技術審議会では資料としてお示しできてはおりませんが、先日、見解書を作成し意見者に発送しております。見解書の内容に関しましては評価書に掲載されますので、その中で公述人の指摘に対しても、事業者としてできる限りの解答はさせていただきますという形となります。

以上です。

○行田会長 分かりました。

それでは、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

御自身の御専門以外でも結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上の御質問、御意見ないようですので、以上をもちまして（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価準備書についての審議はこれまでといたします。

審議について、委員の皆様方からいただいた御意見を基に審議会としての答申を取りまとめたいと思います。

答申案については事務局で作成し、それを委員の皆様にも一度御確認いただきたいと思います。

最終判断は私に一任ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議事を終了いたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○新岡環境審査係長 行田会長、長時間議事進行ありがとうございました。

閉会の前に事務局から連絡事項がございます。

○鈴木主任 事務局から3点連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録は市のホームページに掲載いたします。その前に委員の皆様にも内容を御確認いただきたいと思います。

また、答申案につきましては、本日欠席の委員にも御意見をお聞きした上で事務局で作成し、その後委員の皆様にも御確認をいただき、行田会長の最終判断をいただいて確定したいと思います。

2点目は市長意見についてでございます。

市長意見につきましては、審議会答申を基に書面で作成します。市長意見書は事業者へ送付

いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にも御報告いたします。

3点目は今後の予定についてお知らせいたします。

今回御審議いただいた（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）につきましては、環境影響評価書の提出が来年の春頃に予定されております。

そのほかの案件につきましては、令和6年度の技術審議会の開催は現在のところは予定されておりませんが、手続中の案件、新規案件の進捗に併せて改めて御連絡いたします。

事務局からは以上です。

○新岡環境審査係長 長時間の御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第2回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。  
お疲れさまでした。

午後 3時29分 閉会